

## 候補地評価基準における二択評価項目の見直しについて

## ○ 検討（案）

第3回委員会で検討中としていた二択評価項目3件について、次のとおり検討（案）を提案します（変更2件、変更なし1件）。

※ それぞれの番号に応じた検討（案）に対する賛否について、別紙「回答票」の賛成又は反対のいずれかに○をご記入ください。

## (1) 現行

番号	評価項目	現在二択評価とした考え方
1	①候補地の特性 ④土地利用規制  ㊦都市地域	最も施設整備が有効な工業系用途の区域を「優」とし、それ以外で整備可能な区域を「可」とした。 (現評価基準) 優：工業系用途 可：市街化調整区域、あるいは都市計画区域外
2	①候補地の特性 ④土地利用規制  ㊦森林地域	民有林の開発は県知事の許可が必要であることから、指定の「有・無」を確認するもの (現評価基準) 優：指定されていない。 可：地域森林計画対象民有林に該当している。
3	②生活環境・周辺条件 ③放流先の条件  ㊦利水の有無	施設下流域での農業等の影響に配慮するため、利水の「有・無」について確認するもの (現評価基準) 優：利水はない。 可：利水がある。

## (2) 検討（案）

評価基準（案）	三択評価の考え方
<p style="text-align: center;"><b>三択評価に変更</b></p> 優：工業系用途 良：都市計画区域外 可：市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設の設置は、施設の特徴（ごみの集積、焼却、騒音、臭気等）から都市計画区域における工業系の用途地域が最も適当である。</li> <li>都市計画区域外は、都市計画法の適用を受けない区域であり、施設設置が可能である。（周辺環境対策、地元配慮等の面で工業系用途地域に劣る。）</li> <li>市街化調整区域は、開発許可制度により開発が規制されており、上記の区域と比較し、施設設置の面で劣る。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>三択評価に変更</b></p> 優：地域森林計画対象民有林及び保安林に指定されていない。 良：地域森林計画対象民有林に指定されている（保安林の指定なし。） 可：保安林に指定されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県内の多くの森林は、保安林、地域森林計画対象民有林に指定されている。</li> <li>地域森林計画対象民有林は、水源涵養や災害防止等の目的で地域森林計画において指定されており、許可を得ることで開発は可能となる。</li> <li>保安林は水源涵養、土砂流出、防風、防火等の目的で指定されている。保安林の解除は原則できないが、公益上の理由等により指定解除が可能な場合がある。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>変更なし</b></p> 優：利水はない。 可：利水がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水や排水を河川へ放流する場合の、農業等への影響を評価するものである。</li> <li>雨水、排水の放流による下流域への影響は、河川水量や農業利用の規模によって異なり、また、その対策は、迂回路の整備等により可能となるが、これらの基準を統一的な数値で示すことが困難なことから、利水については、その「有・無」で評価することとする。</li> </ul>